



# 空き家解体費補助金 ご利用の皆様へ

**利活用型**  
(事業者)

◎この補助金は、昭和56年以前に建築された空き家が対象となります。

◎補助金が利用できるのは、

「宅地建物取引業協会」または

「全日本不動産協会」に所属する事業者に限ります。

●補助額:一律10万円



## 《手続きの流れ》

